奈良県訓令第十号

各部課室
各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第二条第七号中「南部振興監」を「南部東部振興監」に改め、同条中第二十九号を第三十一号とし、第二十二号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十一号ア中「南部振興監」を「南部東部振興監」に改め、同号イ中「部参与」の下に「、審議官」を、「主幹」の下に「、史料編纂調整官」を加え、同号オ中「南部振興課」を「南部東部振興課」に、「南部振興監」を「南部東部振興監」に改め、同号カ中「ならの魅力創造課、ならのにぎわいづくり課」を「観光振興課、ならの魅力創造課」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　史料編纂調整官　規則第三条第四項第三号に規定する史料編纂調整官をいう。

第二条中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　審議官　規則第三条第四項第一号に規定する審議官をいう。